

令和5(2023)年栃木県環境審議会第2回気候変動部会
議 事 録

令和5(2023)年6月22日(木)

栃木県環境森林部気候変動対策課

令和5(2023)年度栃木県環境審議会第2回気候変動部会の開催結果

○ 日 時

令和5(2023)年6月22日(木) 15時から16時45分まで

○ 場 所

栃木県庁昭和館 多目的室3

○ 出 席 者

〔委員〕中祖光隆委員、根本泰行委員、花崎直太委員、山田洋一委員、横尾昇剛委員

〔県〕気候変動対策課長 ほか

1 気候変動対策課長 挨拶

今回は、本部会において、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準」を策定するに当たっての基本的な考え方について御審議いただいた。

今回は、いただいた御意見を踏まえて作成した県基準の案について御審議いただく。

県基準は、市町が促進区域を設定するに当たり、環境への配慮が適切に行われるよう、県の自然的社会的条件を踏まえて定めるものである。環境保全に関連する分野は幅広く、高い専門性も必要であることから、委員の皆様にはさまざまな見地から活発な御議論をお願いしたい。

今後については、本日の御議論を踏まえて案を修正し、7月下旬にはパブリック・コメントを実施し、その後、9月には本部会の審議結果を環境審議会に報告して答申を得た上で、県基準を策定・公表することを考えている。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 議 題

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準(案)について

＜事務局から資料により説明＞

～質疑・意見～

【横尾部会長】

それでは、御意見、御質問等があったら、発言をお願いします。

【中祖委員】

言葉の確認だが、適用除外というのは、促進区域に含めないという意味か。

【事務局】

県基準の適用除外とは、県基準を適用しないという意味である。

例えば、既存の建物に設置する場合は、県基準の区域分けで「促進区域に含めてはいけない区域」となっているエリアでも促進区域に設定できる。

なお、県基準の適用除外となっても、国の基準は適用される。

【横尾部会長】

適用除外については、わかりやすい表現となるよう工夫した方が良いと思う。

【事務局】

承知した。

【根本委員】

促進区域に設置される地域脱炭素化促進施設とは、あくまでも再エネ発電の施設ということでよいか。

【事務局】

そのとおりである。促進事業とは、再エネ発電施設の整備と地域に役立つ取組を一体的に行う事業である。

【横尾部会長】

促進事業の制度に位置づけられているのは再エネ発電施設の整備であるが、カーボンニュートラル実現に向けては、再エネ発電以外の温室効果ガス排出削減対策も必要であり、個人的には再エネ発電以外にも法に基づく制度に位置づけられるようになれば良いと思う。

【花崎委員】

促進事業の制度には、それぞれの主体ごとに、どのくらいインセンティブがあるのか。

例えば市町や事業者にとって、この制度がどのようなメリットをもたらし、実際にはどのくらい運用されそうなのか。また、県にとって、再エネ導入目標達成のためにこの制度を推進する意向があるのか。そこがわからないと、何を期待あるいは懸念して県基準を検討すべきか想像がつかない。

それから、資料を見て、法や条例で指定された区域がたくさんあることに驚いた。こうしたことは、再エネ事業者など関係者によく知られているものなのか。そもそも、複数の区域が重複するエリアはあるのか。

参考として投影された地図を見ることで、はじめて「区域分け」のイメージがついた。県基準案本体には地図が掲載されていないが、多くの人に理解してもらうには図示することも必要と思う。

【横尾部会長】

促進事業の制度が、再エネ導入に対してアクセルとなるかブレーキとなるか、曖昧ということか。そもそも法律の趣旨が曖昧のように感じるが、確かに県のスタンスが見えても良いと思う。

【事務局】

まず、この制度のメリットについて御説明する。

行政側のメリットは、再エネ発電施設の設置に適した場所地を「促進区域」として対外的に示すことで適切な立地誘導を図り、促進区域以外での乱開発を防ぐ効果が期待されることである。

また、市町は住民と合意の上「事業者が促進事業で行うべき地域に利益のある取組」をあらか

じめ定めるため、促進事業が実施されれば、地域が臨む取組が実現することになる。このほか、環境省による脱炭素先行地域の選定において、促進区域が設定してある場合加点の対象となる。

事業者にとっては、再エネ発電施設の設置に際して必要になる許可申請の一部について、窓口が市町に一本化されることや、県基準が策定されている場合に限られるが、環境アセスメントの配慮手続きを省略できることなど、簡素な手続きで事業を進められることがメリットである。また、合意形成済みの立地であるため、地域との軋轢も生じにくく、事業を円滑に実施できるというメリットもある。このほか、環境省補助事業で優先採択される等のメリットもある。

県のスタンスについては、カーボンニュートラル実現に向けては再エネ導入の推進も重要という状況のなか、促進事業の制度は、地域に利益ある再エネ事業を拡大することを目的としているため、効果的に活用できれば良いと考える。

【横尾部会長】

促進事業の制度の目的を、参考資料にでもよいので、わかりやすく表現すべきなのは。

【事務局】

検討させていただく。

県基準案に様々な区域が盛り込まれていることについて、県基準案の「促進区域に含めてはいけない区域」「慎重な検討を要する区域」は、「栃木県太陽光発電の設置運営等に関する指導指針」を準用しており、当該指導指針では、防災・景観保全・環境保全等の観点から様々な法令や条例の区域を「太陽光発電設備の設置を避けるべきエリア」「慎重な検討を要するエリア」としている。重複している部分もあり、例えば、国定公園の第3種特別地域と保安林が重なっている部分がある。

また、参考に投影した地図を県基準に掲載することについて、当該地図は国のデータベース「EADAS」により検討の参考として作成したものであり、今後区域の範囲は変わり得るものであることや、地図自体情報が重なり複雑であることを考えると、対応は困難と思う。代わりに、「収集すべき情報」やその「収集方法」を記載し、適切に情報収集した上で環境に配慮できるように県基準案を作成した。

なお、県基準は、市町が促進区域を設定するに当たって確認するものであり、住民が見ることはあまりないと考えている。

【花崎委員】

確かにそうかもしれないが、環境に関することなので、行政だけでなく、住民も検討に携われるようなものにしておくことが望ましいと思う。

【事務局】

市町が促進区域を設定する際、地域の住民等により構成される協議会と合意形成する必要があり、そのなかでは、住民に対しても必要な情報が共有され、検討を進めることになると思う。

【横尾部会長】

先の話にはなるが、各市町が促進区域を設定したら、県がとりまとめて周知するなど、運用で工夫してはどうか。

【事務局】

今後検討したいと思う。

【根本委員】

県基準の環境配慮事項において、環境アセスメントで検討すべき事項は網羅されているのか。バイオマスは環境アセスメントの対象ではないが、どのように作成したのか。

【事務局】

環境配慮事項は、環境アセスメントで検討すべき事項等を参考に作成された国の例示を基としており、意見照会した県の関係課には環境アセスメントの所管課もあるため、必要事項は網羅できていると考えている。

バイオマスについては、他の再エネ施設と共通する環境配慮事項に加えて、ばい煙の発生や臭いによる環境への影響を防ぐような観点で環境配慮事項を作成した。

【山田委員】

県の再エネ導入目標の説明があったが、促進事業による再エネ導入量をどのくらい見込んでいるかといった情報を示された方が意見を出しやすい。環境審議会でも、委員が意見を出しやすいように、情報の出し方を検討してほしい。

市町に意見照会をしたとの話があったが、意見を簡単に紹介できないか。

【事務局】

情報の出し方については、検討させていただく。

市町からの意見については、例えば、農地関係で、第2種農地を「慎重な検討を要するエリア」とすることに対して、「含めてはいけない区域」に格上げするようにとの意見が出た。

その一方で、第1種農地を「含めてはいけない区域」とすることに対して、荒廃農地であれば第1種農地でも県基準を適用しないこととしてもいいのでは、との意見もあった。

これらの意見については、県農政課と調整の上、第1種農地は「含めてはいけない区域」、第2種農地は「慎重な検討を要する区域」とし、「農山漁村再エネ法」に基づく市町の計画による再エネ発電施設の整備は農地にかかる基準を適用しないこととした

【山田委員】

県基準案第3章の環境配慮事項の表が再エネ種別ごとに分かれているが、参照しやすいように見出しをつけてはどうか。

また、県基準案概要版の2ページの表は「太陽光・バイオマス・風力・水力・地熱」の順、県基準案本体の環境配慮事項の表は「太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス」の順となっており、異なる順番なのはなぜか。

【事務局】

県基準案本体は、施行規則の記載順と同じくしている。

県基準案概要版の表は、区域分けの考え方が同じである「太陽光・バイオマス」と「風力・水力・地熱」をそれぞれ隣り合わせた。

【中祖委員】

県基準案の3（2）「ただし、建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設については対象外とします。」とは、建築物に設置する太陽光発電施設は、県基準が適用されないという理解でよいか。

【事務局】

そのとおり。

【中祖委員】

栃木県は広い駐車場を持つ工場が多いという特徴があると思う。例えばその駐車場にカーポートを設置し、その上に太陽光パネルを設置すれば、相当な発電量になると思う。こうした設置方法の場合は、建築物に設置するもののため、県基準が適用されないという考え方でよいか。

【事務局】

県基準案の3（2）は、既設の建物に太陽光パネルを設置することを想定したものであり、新しく太陽光パネル付きのカーポートを設置するとなると、既設のものではないため県基準は適用される。

しかしながら、工場が設置されているようなエリアは、そもそも県基準の網に係らない範囲と思われる。

【山田委員】

適用除外は、あくまでも県基準が適用されないものであり、国の基準は適用されることを表現する必要があるのでは。

【事務局】

わかりやすい記載に努めたい。

【事務局】

ここで、県の再エネ導入目標の説明について、「とちぎ再生可能エネルギーMAX アクションプラン」の内容に基づき補足する。

将来、電力需要をすべて再エネでまかなうに当たり、「地域活用型」の再エネを0.8万kW導入する方針としており、このための施策のひとつに「促進区域の設定支援」を掲げ、促進事業による再エネ導入を進めていくこととしている。

適切な立地で、再エネ導入に併せて地域の発展に資する取組等も行われるものであるため、促進事業により再エネを拡大できればと考えている。

【横尾部会長】

現在市町や庁内関係課に意見照会中とのことだが、結果によっては今回の資料となっている兼基準案の内容が変わることもあるのか。

【事務局】

市町・庁内関係課の意見や、本日の議論の結果を踏まえて、必要に応じて県基準案を修正し、パブリック・コメントの結果も踏まえて修正し、9月上旬の部会でお示しする。

他県でも、パブリック・コメントで原案にはなかった新たな視点の意見が出され、基準に反映された例がいくつか見られ、本県においても、パブリック・コメントの意見は適切に反映したい。

【横尾部会長】

パブリック・コメントで多くの意見があると良いと思う。

【花崎委員】

促進事業の制度の趣旨を考えると、適切でない立地のメガソーラーができてしまっているという現状があり、こうしたことを防ぐため、行政として再エネ適地を促進区域として示すということがポイントだと理解した。

この趣旨をもっとわかりやすく表現すれば、この制度に関心を持ってもらえるのではないかな。

【事務局】

幅広く県民にこの制度を知ってもらう努力が必要との御意見と承知した。

国は、再エネ施設に係る地域トラブルが散見される状況を踏まえ、あらかじめ合意形成された再エネ適地を設定し、立地誘導を図るという目的もあり、この制度を創設したとされている。このような内容を県基準案にも記載し、わかりやすく表現したいと考える。

【中祖委員】

太陽光パネルを森林や田畑に設置すると、そこだけ気温が上昇し、ヒートアイランド現象のような状態になるリスクがあるのでは。県基準案からはそうしたことを懸念する内容は読み取れない。

【事務局】

そういった科学的知見があるとは把握しておらず、森林や農地に関する県の関係課からも意見が出ていないため、基準案には盛り込まれていない。

【中祖委員】

道路を歩くと、木々や水田の周りは涼しく感じる。実感としてあるものなので、環境配慮事項に記載してもよいのではないかな。

【事務局】

明らかに気温上昇が生じているという根拠がないなか、県基準案に記載することは難しい。

直接そうした表現はしていないが、第1種農地を「促進区域に含めてはいけない区域」としたり、「重要里地里山を含む場合には必要最小限とすること」という環境配慮事項を設けたりしており、緑豊かな場所が開発されて快適さが損なわれるリスクを防いでいるものと考えている。

【横尾部会長】

今回策定する県基準の内容を、今後新しい知見が得られたり、技術が開発されたりした場合には、それらを踏まえて見直しすることとしてはどうか。

【事務局】

県基準案の第1章基本的事項の4には見直しの規定がある。然るべき時期に、適切に見直しを行うつもりである。

【横尾部会長】

委員からほかに意見がなければ、ここで本日の議論をまとめたい。

概ね、事務局案に問題ないということではどうか。

(一同異議なし)

今回の議論の結果等を踏まえて事務局が県基準案をブラッシュアップし、パブリック・コメントを実施するというのではどうか。

意見の反映及びその修正については、部会長に一任ということではどうか。

(一同異議なし)

3 その他

【横尾委員】

その他、委員及び事務局からあれば発言をお願いします。

【課長】

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、また、専門的見地からの貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

本日賜った御意見を踏まえ、パブコメ案の検討を進めて参りたい。

委員の皆様には、次回の御審議につきましても、引き続きの御協力をお願いします。

本日はありがとうございました。